

イギリス都市計画法制における行政の 裁量的判断の質的保障システムについて

山 本 寛 英

イギリス都市計画法制における行政の裁量的判断の質的保障システムについて

山本寛英

1. はじめに

筆者はこれまでの研究¹⁾において、イギリス²⁾都市計画法制においては、個別の建築許可を行う行政庁に広範な判断の余地が与えられており、これが、当該建築行為の可否の審査において多様な要素を織り込むことができることによって、当該判断に時宜に応じた適切性を担保するのに寄与していること、及び、これを裁判所が、いわゆる「関連考慮事項」の該当性判断を通じ事案に応じて審査することによって、当該行政庁の判断の妥当性及び合理性を保障している側面があることを論じてきた。言い換えれば、これらの研究は、イギリス都市計画法制においては、「関連考慮事項」という鍵概念を軸に据えることにより、行政庁及び裁判所がそれぞれの審査過程を誠実に経ることを通じて、個別の行政決定の判断内容の質を高める「意図せざるシステム」が存在し、またこれがよく作動している実態を記述したものであるとも言える。とかく硬直的であり、計画としての機能を十全に果たし得ていないと評価されがちなのが国都市計画法制が、イギリスにおけるこのような柔軟なシステムがよく機能している

1) 「イギリス都市計画法制における計画許可の裁量性とその実質的統制 (一)～(四・完)－『関連考慮事項』の機能分析を通して－」自治研究 89 卷 2 号 122 頁以下、同 3 号 119 頁以下、同 4 号 80 頁以下、同 5 号 78 頁以下 (いずれも 2013 年)。「都市法分野における『関連考慮事項』を通じた実質的裁量統制」榊原秀訓編著『行政法システムの構造転換－イギリスにおける「行政的正義」』(2014・日本評論社)所収 252 頁以下。なお、これらを総称して、本稿において以下「前稿群」と呼ぶことがある。

2) 本稿においてイギリスとは、とくに断らない限り、イングランド及びウェールズを指す。

ことに学ぶことは多いと考えられ、また、これを学ぶ責任の一端は筆者にも課せられていることは、前稿群においても記してきた。

しかしながら、イギリス都市計画法制の良好な作動実態の中核的動因を、上記のような抽象的な鍵概念の設定とこれに対する裁判所の審査権に集約して理解し、そのような要素を織り込んだ制度設計を行いさえすれば直ちに当該法システムが良好に作動するかのようには短絡するのは誤りである。なぜなら、一つには、上記のような都市計画システムにおいて、裁判所の果たす役割は当然ながらあくまでも事後審査にとどまるのであり、司法過程において、すでになされた行政庁の判断の質を高める方向の作用が行われるわけではないからである。また一方で、行政庁に多様な要素を考慮する権限と、広範な判断をなす余地が与えられているとは言っても、このことによって、これら考慮要素の取舍選択の判別、これらの各々に対する評価及びその総合的判断が必ずしも良質なものとなる保証もないからである。

つまり、イギリスにおける都市計画システム全体が良好に作動するためには、前稿群において述べたような鍵概念の設定や司法審査のあり方に加え、そもそも日常的に生成される個別の行政判断自体がもともと質の高いものでなくてはならないはずであり、またそのためには、これを支えるべき、上記とはまったく別の仕組みが構築されていなければならないはずだ、ということである。本稿の問題関心はまさにここにあるのであり、やや法律論から離れる嫌いはあるが、当地において一定の成果をもたらしていると考えられる上記「別の仕組み」に該当するもの一端を紹介しこれについて考察することにより、法システム全体の制度設計のあり方に対し一定の視座をもたらすことを目的とする。

「別の仕組み」として以下において具体的に取り上げるのは、RTPIメンバーシップを通じた、都市計画上の判断に携わる個々の職員等の総合的能力を維持向上させる仕組みと、CABEによる個別の建築許可申請の内容に対する審査を通じた、個々の建築物のデザイン上の質を外部者の専門の見地から高める仕組みである。以下、詳述する。

2. 都市計画上の判断に携わる個々の職員等の 総合的能力を維持向上させる仕組み³⁾

(1) イギリス都市計画許可システムの概要

まず、イギリスにおける計画許可システムの概要を振り返っておく。イギリスにおいては、すべての開発行為 (development)⁴⁾ を行うに当たって地方計画庁 (local planning authority)⁵⁾ による許可を要する。これを計画許可 (planning permission) といい、計画許可を得るための申請を計画許可申請 (planning application) という。計画許可申請がなされた場合、地方計画庁は、「当該申請に関連する限りにおける開発計画⁶⁾ の

3) 本節、とくに(2)~(4)における RTPI メンバーシップの位置づけや機能、その取得のための教育プログラムの仕組み、APCの実施要領及びメンバーシップ取得後のCDPの概要についての記述は、とくに断らない限り、2011年3月に筆者がRTPI本部を訪問して行ったヒアリング調査において、当時教育及び生涯学習局長であったBrian O'Callaghan博士から聴取した内容に基づいている。

4) 1990年都市農村計画法 (Town and Country Planning Act 1990: 以下、Town and Country Planning ActをTCPAと表記することがある) 55条(1)項においては、「『開発』とは、地中、地表、地上若しくは地下における建築行為、建設行為、採鉱行為若しくはその他の工事の実施、または、何らかの建築物若しくは他の土地の利用における何らかの重要な変更の実施を意味する」と定義されており、わが国建築基準法6条(87条において準用される場合を含む)において建築確認が必要とされる建築行為及び用途変更行為を包含し、かつ、これよりも広い概念を指す。なお、この点につき、岡村周一「イギリス計画法における『開発』の概念(一)~(二完)」法学論叢139巻1号1頁以下、同2号1頁以下(いずれも1996年)参照。

5) イギリスにおける地方公共団体には、いずれも一層制の地方自治制度を有するGreater LondonにおけるBorough、及び、7大都市圏におけるDistrict、二層制の地方自治制度を有する他の圏域において市町村に相当するDistrict、及び、都道府県に相当するCountyがあるが、地方計画庁とは、原則として、それぞれの地方公共団体における意思決定機関でありかつ執行機関であるCouncil、すなわち議会を指す。ただし、1992年地方政府法の下で二層制を取る圏域において創設が進められた、County CouncilとDistrict Councilの権限を併せ持つ「統合庁 (unitary authorities)」も地方計画庁であり、さらに、特定の地域における国立公園庁 (National Park authority) や都市開発組合 (urban development corporations: UDCs) に対し大臣が命令で指定した場合には、これらも地方計画庁となるなど、例外も多数存在する。二層制を取る圏域におけるDistrict CouncilとCounty Councilとの権限配分については、鉱業関連開発、国立公園界をまたいで行われる開発、及び、廃棄物処理施設に係る開発といったものが「County事項」として定められる以外は、すべてDistrict Councilが決定するものと定められており (TCPA 1990 Schedule 1)、大半の計画許可の審査はDistrictの権限に属する。

記述、当該申請に関連する限りにおける地方財政上の考慮、及び、他の関連考慮事項を考慮⁷⁾しなければならないが、必ずしも開発計画の記述どおりに決定しなければならないわけではなく、「関連考慮事項が別段の事情を示していない限り、開発計画に沿って（決定を）行われなければならない⁸⁾」にとどまる。ここに、計画許可決定における地方計画庁の大きな裁量権限の根拠が存する。

地方計画庁は、計画許可申請に対する審査の結果、許可、不許可及び条件付き許可のいずれかをなし得る⁹⁾。許可に付される条件としては、当該申請者の管理下にある土地の開発若しくは利用の規制または当該土地における何らかの作業の実施を求めるもので、地方計画庁が当該許可に係る開発の目的若しくはこれに関連するものとして適切と認めるもの¹⁰⁾が許される。

地方計画庁は、その有する都市計画権限を、当該 Council の委員会、小委員会若しくは計画担当行政官または他の地方計画庁に委任することができる¹¹⁾。しかし、このような委任の有無にかかわらず、Council またはその委員会における審議に提出される原案は、当該地方公共団体に所属する計画担当行政官が作成するのが通例であり、当該審議は、当該原案の是非として議論がなされる以上、原案作成に携わる計画担当行政官の能力は、地方計画庁の行う行政決定の質の良否に直結する。

(2) RTPI とそのメンバーシップ

以上を前提とすれば、イギリスの計画担当行政官は、行政決定の原案作成段階にお

6) 「開発計画」との語が指す具体的な文書の名称、内容及びその策定主体については、2004年計画及び強制収用法 (Planning and Compulsory Purchase Act 2004) や 2011 年地域主義法 (Localism Act 2011) を経て若干変遷しているが、それらはいずれも、地方政府が策定し、土地利用を中心とするもののこれに限らず、住宅供給、交通基盤整備、産業振興、環境保全といった地域政策全般を対象とした総合的計画文書であるという点において共通しており、それゆえに都市農村計画法自体においてもこの語は改定されていない。本稿においては、計画策定権限に対する関心は検討対象から除外しており、かつ、計画許可決定を行う際に参照すべき開発計画が何であるかが個別の事案に応じて特定されれば十分であるため、この点の詳細に立ち入ることなく、統一して「開発計画」との語を用いることとする。

7) TCPA 1990 § 70 (2).

8) Planning and Compulsory Purchase Act 2004 § 38 (6).

9) TCPA 1990 § 70 (1).

10) TCPA 1990 § 72 (1) (a).

11) Greater London Authority Act 2007 § 31 によって新たに規定された TCPA 1990 § 2 A.

いて、その判断を行うための基礎となる情報を収集し、この中から当該案件についての「関連考慮事項」となる情報を取捨選択し、採用したそれぞれの考慮事項を的確に評価し、かつ、これらに対し如何なる重みを与えて考慮すべきかを量定したうえで、それらの総合の下に決定を行うこととなるのであり、きわめて広範な能力を要求されていることがわかる。また、計画担当行政官がその能力を高く保持した状態が如何に実現されるべきかは、当地における都市計画システムの適切な作動にとって大いに重要な要素となっていることが十分に推測し得る。しかしながら、計画担当行政官は、医療従事者などとは異なり、この職に就くために一定の資格要件が課されるものではない。いわば、一般の公務員と同様の採用基準によって当職に就くのであり、この点は、建築確認権限を有する行政庁である建築主事の職に就くのに、何らの資格要件を課していないわが国と何ら変わらない。

計画担当行政官と地方公共団体との直接の関係としては、少なくとも制度上は、上記のように特段の技能が要求されるシステムとはなっていないものの、実態としては、計画担当行政官には、その専門技能を維持向上させるための厳しい教育システムが適用されている。この教育システムの構築及び運用を総体的に担っているのが、王立都市計画協会（Royal Town Planning Institute：RTPI）である。

RTPIは、1914年に設立され本年でちょうど創立100年を迎えた専門家団体であり、王立憲章（Royal Charter）を受けつつ公的補助金を受けずに運営されている公益団体である。以下に述べる「メンバーシップ」を有する会員は、2014年4月現在23,000人を数える¹²⁾ RTPIは、教育システムにのみ携わるわけではなく、イギリスにおける都市計画政策の多岐にわたって公式・非公式の役割を担っている。随時実務的見地からの政策提言を行うほか、特定の政策課題について政府から諮問を受けることもある。都市計画関連のニュースを配信したり、一般向けの啓発活動を行ったりするなど、積極的な情報発信も行っており¹³⁾ イギリス国内の当該政策領域における影響は絶大である。

このようなRTPIのメンバーシップは数種類に分かれるが、本稿の関心との関係では、認可会員資格（Chartered Membership）、当座会員資格（Licentiate Membership）、及び、学生会員資格（Student Membership）が重要であり、このうち認可会員資格が

12) *About the RTPI* in RTPI HP

13) *About Policy* in RTPI HP

正会員との位置づけを有するものであって、通常「メンバーシップ」といえば認可会員資格を指す。

このメンバーシップを獲得することは、取りも直さず、当地において当該領域における一定の専門技能を有することの証しとなる。メンバーシップの獲得には、RTPIが提供する一定の教育プログラムを修了した上で、その審査に合格する必要があるからである。このため、先に述べたとおり計画担当行政官としての職に就くこと自体には特定の資格要件を要しないとしても、RTPIメンバーシップを有するか否かは、計画担当行政官としての能力及び適性を評価する客観的基準として機能している実態があり、実際、各地方公共団体においては計画担当行政官に対して当該メンバーシップの取得を求めるのが通例である。仮に、一定の期間内にメンバーシップを取得することができなかったとしても、これによって即座に当該職を失うことにはならないが、人員整理の際には真っ先にその対象となる可能性が高く、また、そうでなくてもプランナーとしての能力及び適性が十分とはいえないものとして自発的に転職を考えるべき事態と認識されているようである。

(3) RTPIによる教育システム

では、このようなRTPIメンバーシップ取得のための教育プログラムとはどのようなものであろうか。まず、RTPIは、一定の教育プログラムを構築するが、実際の教育プログラムの提供はRTPIが主体的に行うわけではなく、これらは全国各地の大学において行われる。RTPIは、各大学の申請に基づき、これらが提供する教育プログラムがRTPIの基準に適合するか否かを定期的に審査しこれを認証する。認証を受けた大学において所定のコースを修了した者が、以下に述べる認証単位 (accredit degree)¹⁴⁾を取得する。

また、RTPIでは、さまざまな分野からのメンバーシップ獲得に門戸を開く趣旨で、修学年数や修得科目領域に一定の幅を設けている。認証単位の取得には、2段階の学修が必要である。1段階目は大学卒業レベルであり、「空間計画 (Spacial Planning)」として認められるさまざまな領域に関する知識及び能力を一般的素養として修得する

14) “degree” は、通常「学位」を指すが、ここでは、大学卒業資格としての意味ではなく、特定の専門分野における一定の能力水準を満たしていることの認定資格という意味で、本文中の訳語とした。

必要がある。「空間計画」としては、「観光」「持続可能性」「情報伝達」など幅広い学問領域が認められる。2段階目は、より専門的な領域についての学修であり、修士課程レベルが求められる。専門領域としては、「海事学」「都市設計」「不動産法」などがこれに当たる。通常は、大学課程の学修に3年、修士課程の学修に2年を要するが、大学課程修了後の集中的な修学により、2年未満で認証単位を得ることも可能である。

また、以上とは別に、実務に就きながらパートタイムによる教育を受けることにより、認証単位を取得することも認められている。この場合、以下に述べる認証単位取得後に必要となる実務経験年数は1年に短縮される。

以上、認証単位取得を目指して、RTPIの教育プログラムを受講している者は、RTPIの学生会員資格を有する。

認証単位を取得すると、RTPIメンバーシップの取得のためには、次に、RTPIによる専門能力評価（Assessment of Professional Competence：APC）を受けなければならない。APCを受けるには、一定の実務に就くことが要求される。つまり、通常は2年間、上記のパートタイムによる認証単位取得の場合には1年間の実務経験の中で、実際に携わった計画許可関連の職務内容を通じて、評価を受けることとなるのである。この間、教育プログラム受講者は、当座会員資格を有する。

APCは、3つの部分からなる。1つは、実務経験に対する量的評価であり、一定の職務内容にどれだけの時間携わったかが問われる。これによって、その後取り扱う計画許可に対して適正な判断をなし得るための能力が養われるものと位置づけられている。

今一つは、実務経験における質的评价であり、実際に携わった計画許可申請に対する審査において、どのような要素に係る能力が開発されたかを見るものである。これらの要素項目としては、「法律」「倫理」「地域の人との交渉」などが設定されている。

最後に、将来の2年間における自己開発プランを作成し、プランナー個人としてどのような能力開発を受ければどのような方向に発展できるかを記述する。メンバーシップの取得を目指す者にとっては、それまで目前の課題に取り組むことに多くの力を注いできたのに対し、将来を見通すことが求められる当該課題が最難関であるとされる。

APCの最終段階の審査は、3か月ごとに、各申請者につきRTPIの2名の審査官に

よって行われる。2名の審査官は別々に審査を行い、その結果を照らし合わせて最終判断とする。審査結果には、「合格」「不合格」及び「保留」がある。「保留」は、軽微な欠点がある場合にこれを指摘するものであり、この中には、正しい英語が書かれていないなどといったことも含まれる。この場合、3か月後の次回の審査において、指摘された点を修正して再提出すれば合格する。APCの最終審査における1回目での合格率は約40%である。

(4) メンバーシップ取得後の能力維持システム

APCの最終審査に合格すれば、晴れて認可会員資格を得ることとなり、正式のRTPIメンバーとなるが、その後も、各メンバーが一定の能力維持を図るための仕組みが設けられている。

一つは、無作為抽出審査である。RTPIは、メンバーシップを有する者に対して、プランナーとしての能力や技術の維持向上を図るために、2年間で50時間以上の自己研修を行うことを求めており、毎月、メンバーシップを有する者の中から40名を抽出して、実際にこれを行っているかどうかを確認する。その結果、所定の基準を満たしていなければ、メンバーシップを剥奪され、除名となる。

また、より一般的には、RTPIとして、各メンバーが遵守すべき専門家としての行動基準（Code of Professional Conduct）を定めており、例えば、計画担当行政官が実際に携わった計画許可案件について、周辺住民からRTPIに対して苦情が申立てられた場合などは、当該行動基準に照らして審査し、これに対する重大な違反が認められた場合には、上記と同様にメンバーシップを剥奪される。

上記のようなメンバーの能力の維持向上システムを、RTPIでは、「継続的職能開発（Continuing Professional Development：CPD）」と呼んで、重視している。

以上述べたように、計画担当行政官には、事実上、RTPIメンバーシップが要求されている実態を背景に、RTPIによる教育プログラムやAPC、及び、メンバーシップ取得後のCPDシステムが総合的に運用されることによって、イギリスにおける計画担当行政官の能力の維持向上が体系的に図られているとともに、これに対する国民の一定の信頼が保持されていることが窺える。

3. 個々の建築物のデザイン上の質を外部者の専門的見地から高める仕組み

(1) 計画許可における高度に専門的な審査項目と計画担当行政官の能力

以上のように、イギリスにおける計画担当行政官には、広汎でかつ高い水準の能力が要求されており、実際にこれを不断に維持向上させるシステムが設けられているところであるが、計画許可の審査において、より専門性の高い事項については、計画担当行政官の手に余る場合もあり得る。2. で見たように、RTPI メンバーシップを有する計画担当行政官は、「空間計画」領域を基礎とした高度に専門性を有する能力の開発を受けてはいるが、その専門領域を外れた部分については、実務経験を積みつつその能力が開発される余地はあるものの、専門領域に比べれば高い能力を有しているわけではない。

一方で、計画許可の審査においては、当該事案に係る「関連考慮事項」に当たると考えられる限り、審査に当たって当該事項を考慮しなければならないのであり、これには、とくに近年、多く社会的事象が含まれることとなっている傾向については認識が共通しているところである。とくに、建築物のデザインについては、敷地外に対するその環境上、景観上の影響が大きいにもかかわらず、その良否については、プランナーとしての専門性のみによっては審査が困難となることも少なくなく、より高度に専門的な見地からの実質的な審査が求められることとなる。

(2) デザイン審査のCABEに対する実質的外部化

上記のような背景事情に対し、個々の計画許可申請における審査項目のうち、建築物のデザイン審査に関する部分のみを実質的に外部化し、より高度に専門的な見地からこれを統制することにより、街並景観の質の向上を図るシステムが運用され、確立されつつある。このシステムにおいて、当該外部化を受け、建築物のデザインの実質的審査を行うのが、建築及び創出環境¹⁵⁾委員会 (The Commission for Architecture and

15) 本文中にあるように、「創出環境」の原語は“Built Environment”である。これは、人が景観として認識しているところの、建築物、構造物その他の人工物によって構成されている空間全体を総体的に捉えた概念であるため、「人工的に創出された環境」との意を汲んで、当該訳語を採用した。

Built Environment : CABE) である。

CABE 及びその活動については、すでにわが国においても多数紹介されている¹⁶⁾が、これを法学的見地から計画許可制度の中に位置づけて考察したものはないと思われるため、本稿においてその概略を紹介するものである。

CABE は、王立芸術委員会 (Royal Fine Art Commission) が解体されたのに伴って 1999 年に民間団体として設立されたが、2005 年に公益団体として改組された¹⁷⁾その目的は、建築に対する教育や理解の促進、及び、創出環境の設計及び維持管理である。この目的を達するため、CABE は関連する団体への助言や資金援助、調査の実施、慈善団体の設立及び運営、及び、土地の取得及び譲渡等、さまざまな活動を行っており¹⁸⁾その一つが「デザイン審査 (design review)」と呼ばれるものである。CABE は、2011 年にデザインカウンシル (Design Council) に統合され独立の組織ではなくなったが、その活動のうち本稿の関心の主題であるデザイン審査の重要性については政府の政策文書¹⁹⁾においても言及されており、活動そのものは継承されていくものと考えられているようである²⁰⁾

CABE は、計画許可システムにおいて、法律上、諮問を受けるべき機関とされているわけではないが、建築物やオープンスペースに係るデザインの質に関しては公的な勧告機関として位置づけられており、とくに大規模開発を行う際などには、開発業者が CABE に対して計画許可申請の内容に対する見解を求めることが多い。その見解は、とくに高い評価や信頼を有する委員によってもたらされることから、計画許可プロセスにおいて大きな影響力を有する²¹⁾

一方、計画許可プロセスを主体的に担う地方計画庁の側にも、CABE の行うデザイン審査を積極的に位置づける流れが見られる。イギリスの計画許可システムにおいては、その審査プロセスが行政庁と申請者との間に閉じられているわけではなく、CABE に限らずさまざまな公益団体がそのプロセスに関与する余地があるが、政府は

16) 代表的なものに坂井文、小出和郎『英国 CABE と建築デザイン・都市景観』(2014 年・鹿島出版会)。

17) Mark Challis, *Butterworths Planning Law Service*, (Butterworths, 2014) [93.2]

18) *Ibid.* [94]

19) *National Planning Policy Framework* (2012)

20) 前掲註 16) 17 頁。

21) *op. cit.*, note (17) [95]

これを国、地方及び地域の各層の政策形成機構の中に積極的に位置づけようとしている²²⁾ その一環として、政府は、地方計画庁に対して申請された計画許可が、①規模や機能に関して重要である場合、②立地に関して重要である場合、及び、③その他の重要な点を含む場合については、地方計画庁は申請者に対し、事前に CABE のデザイン審査を受けることを指導するよう指示している²³⁾

デザイン審査にはいくつかの種類があるが、最も重要なのは、デザイン審査委員会によるものである。これは、月に一度、10件を上限に審査が行われるものであり、あらかじめ委員として任命されている者の中から、審査の対象となる案件に適合した専門家が8～10名選ばれて審査に当たる。審査の目的は、申請に係る計画の問題点を指摘することであり、とくに周辺地域の住環境に与える影響が議論される。具体的な審査項目はリスト化されていないが、検討の視点は、以下の4段階に分けられている。すなわち、「敷地周辺の分析」「周辺環境との調和」「敷地計画」及び「建築計画」である²⁴⁾ いずれの段階においても、「地域の特質の理解」「周辺環境に対する影響」「位置や規模の適切性」「関連計画との整合性」「利用者にとっての快適性」など、数値化若しくは客観化不可能若しくは困難な要素が検討されることとなっており²⁵⁾ その分、より高度な専門性を有する視点からの審査の必要性が高いものと考えられる。

このような専門家集団によるデザイン審査を経ることによって、地方計画庁の側にとっては、建築物のデザインという高度に専門的な審査項目について一定の水準による審査が可能になると同時に、申請者側にとっても、計画許可の審査に要する時間を短縮できる効用が存する。また、専門家による審査を経たデザインは、実体的に周辺住民の理解も得られやすいものとなることが期待され、これにより、スムーズな事業進行が図られるものと考えられるとともに、何より、より周辺環境に適合した優れたデザインの建築物が建築されることで、調和のある街並が形成されやすくなるものと思われる。

22) *Ibid.* [802]-[803]

23) *A letter from DETR to local planning authority* (2001)

24) 前掲註16) 46-49頁。

25) この点、わが国においては、同様の客観化が困難な審査基準を設けつつも、すでに一定の実績を挙げている「真鶴町まちづくり条例」が参考になるものと思われる。ただし、同町においては、専門家による外部審査を行っているわけではなく、計画担当行政官と申請者との間の直接の協議によって一定の合意を図ることが企図されている。

4. おわりに

以上、誠に雑駁ではあるが、イギリス都市計画法制において、一定水準以上の行政決定が行われることを保障するシステムをいくつか紹介することにより、行政庁に広い判断の余地が与えられながらも、これが国民による一定の理解と尊重を得て相対的に円滑に作動していると考えられる機構について考察を試みてきた。法制度の構築においては、権限や財源の配分とか、表面上の手續のみを整備するだけではなく、これらが実効的に作動し、行政の実体判断の質を高める仕組みの構築が不可欠であると考えられる所以である。

思うに、イギリスにおいて本稿及び前稿群で紹介してきたような、行政に一定の判断余地を与えながらも、これをあらゆる主体及び手段によって統制し、その質を高めていこうとする諸制度、諸システムが構築され、国民の信頼を得つつ運用されている背景には、土地利用や空間形成といった都市計画を構成する概念が、すべからく公益と密接に関わっているという、政府や民間事業者にも共通した強い信念があることが窺われる。開発事業を行うことによって利益を得ようとする民間事業者においてすら、そこに一定の自制が働いていることには、国民性を超えて学ぶべき点が多いように思われる。RTPI 本部におけるインタビューの際に O'Callaghan 博士が述べた、以下の言葉が印象的である。「例えば、スーパーマーケットを建てるために歴史的建造物を取り壊したいという提案があった場合、プランナーとしては、その提案がたとえ雇用主からなされたものであったとしても決してこれに同調してはいけぬ。プランナーにとってはそうした倫理観が、中立性・公平性や他主体との十分な協議を行う能力と並んで、最も重要な要素である」。

本稿で紹介したのは、行政庁の裁量的判断を質的に保障するシステムのほんの一端に過ぎず、また、ここで紹介しきれなかった既存のシステム以外にも、行政庁の判断の質を実体的に高める工夫はいくらでも可能であると思われる。最後に、繰り返しになるが、法制度の構築に当たっては、権限配分や手續整備と並んで、実体的判断の質的保障が車の両輪として必要的に顧慮されるべきであることを今一度強調しておくこととしたい。